

○ 共立蒲原総合病院組合職員の職名に関する規則

〔平成23年2月14日〕
規則第2号

改正 平成24年3月27日規則第3号
平成27年3月27日規則第1号

平成24年11月16日規則第7号
令和2年3月26日規則第2号

(趣旨)

第1条 共立蒲原総合病院組合職員定数条例（昭和31年共立蒲原総合病院組合条例第9号）第3条に規定する共立蒲原総合病院組合の職員の職名は、別に定めのあるもののほか、この規則に定めるところによる。

(職員の職名)

第2条 職員の職名は、次のとおりとする。

院長、副院長、診療参事、センター長、部長、科長、医長、医員、施設長、看護部長、副看護部長、看護師長、介護長、副介護長、診療技術部長、薬局長、技師長、技監、副薬局長、副技師長、主任、副主任、専門員、保健師、助産師、看護師、准看護師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、事務長、事務次長、課長、室長、参事、参事補、主幹、主査、主事、技師、介護員、医療補助員

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日規則第3号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月16日規則第7号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日規則第2号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。